

産業廃棄物の排出・処理状況、減量・リサイクルの取組状況

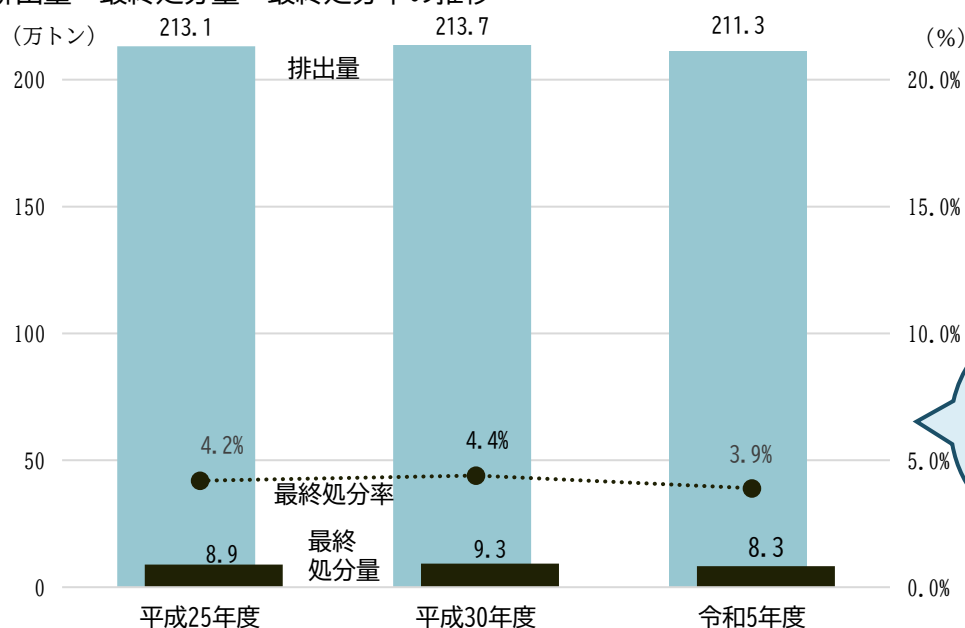
1 本市の産業廃棄物の排出・処理状況

本市における産業廃棄物の排出量・処理量は、概ね5年ごとに実施する産業廃棄物実態調査により算定している。現在、この産業廃棄物実態調査による算定・とりまとめ中であり、速報について以下に示す。

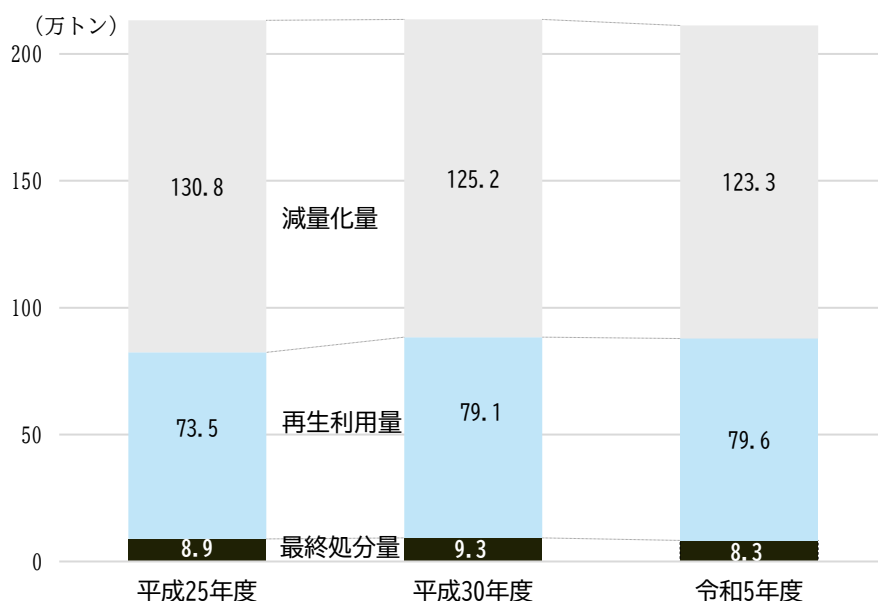
(1) 排出・処理状況の推移 ※産業廃棄物実態調査の速報より

本市における産業廃棄物の排出量は約210万トンであり、ほとんどが減量化・再生利用され、最終処分は5%以下となっている。推移をみると、大きな変化はないが、最終処分量については、若干減少傾向を示している。

●排出量・最終処分量・最終処分率の推移



●減量化量・再生利用量・最終処分量の推移

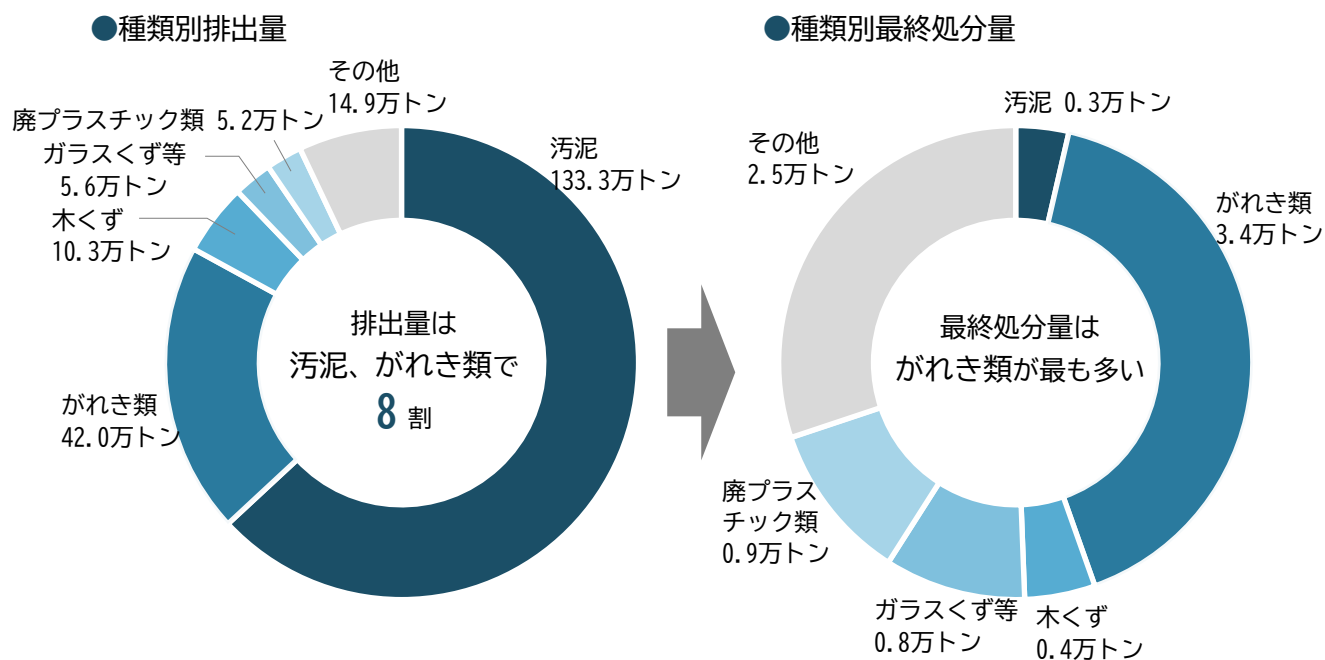


(2) 種類別の排出・処理状況 ※産業廃棄物実態調査の速報より

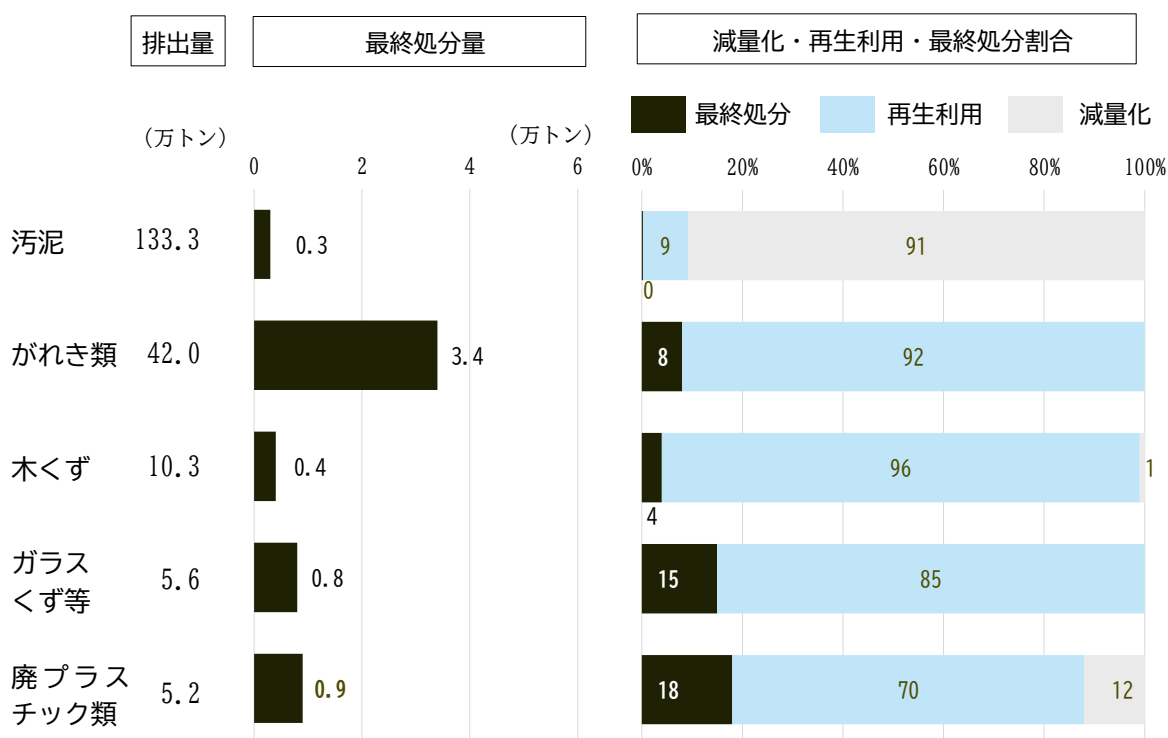
産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥が最も多く、次いでがれき類となっており、この2種類で全体の8割を占めている。

最終処分量については、がれき類が最も多く、次いで廃プラスチック類となっている。汚泥については、そのほとんどが中間処理（脱水など）による減量化や再生利用が行われるため、最終処分量は全体の1割以下となっている。

なお、がれき類についても、排出量の9割は再生利用されている。



●排出量上位5品目の処理状況



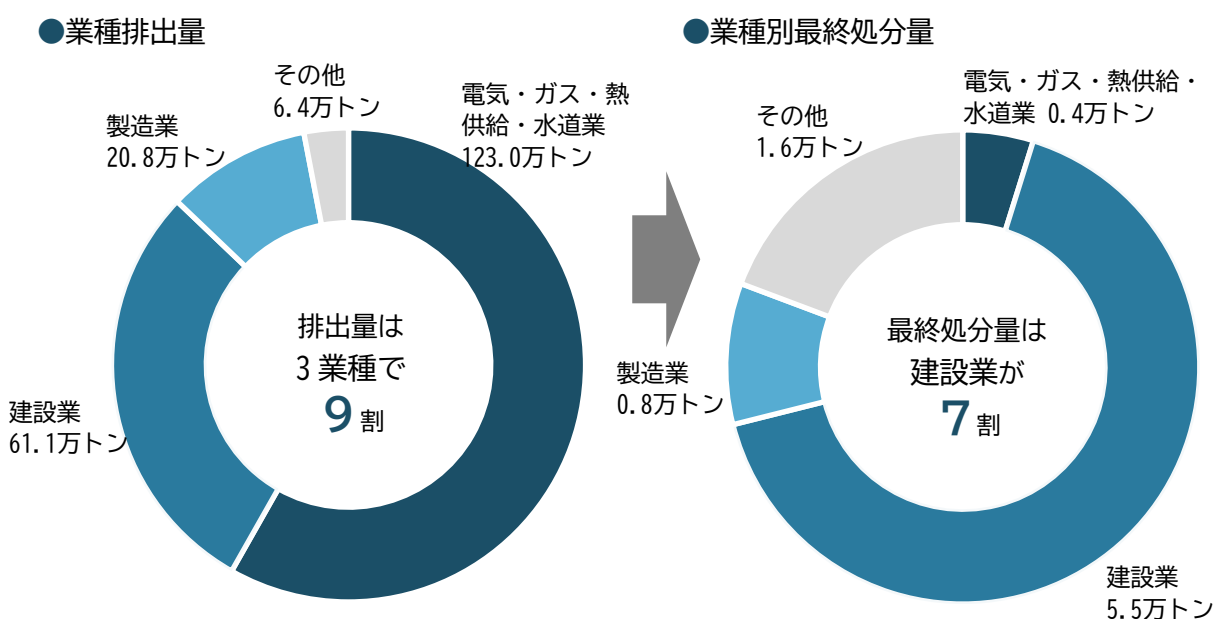
(3) 業種別の排出・処理状況 ※産業廃棄物実態調査の速報より

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が約 120 万トンと最も多く、次いで建設業、製造業となっており、この 3 業種で全体の 9 割を占めている。

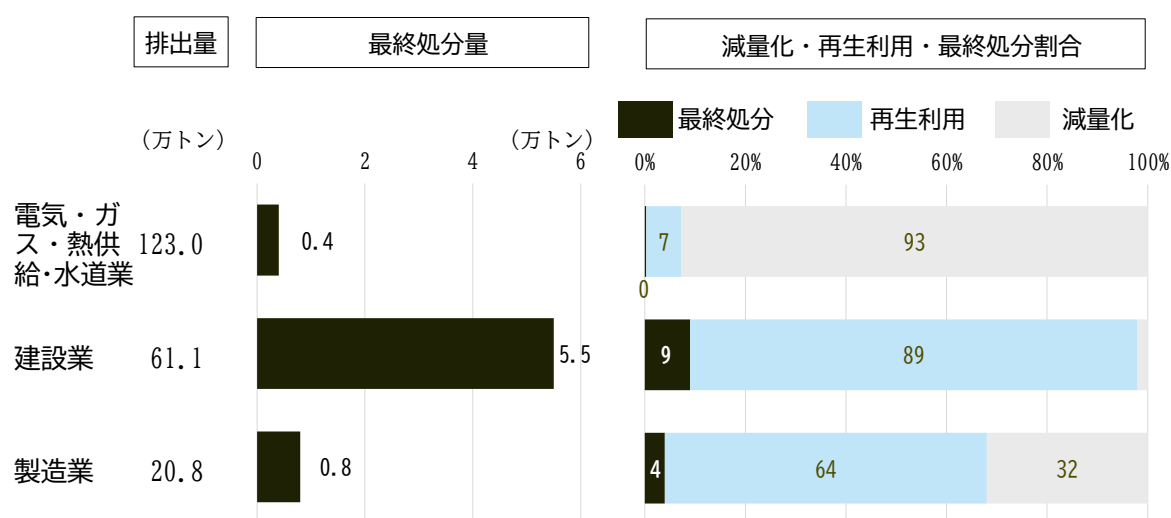
最終処分量については、建設業が最も多い。

電気・ガス・熱供給・水道業からの排出は、汚泥がほとんどであり、これらは減量化・再生利用されるため、最終処分はほとんどない。

建設業からの排出は、がれき類が最も多く、その他、木くずや汚泥等となっており、製造業については、汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、廃プラスチック類が多い。

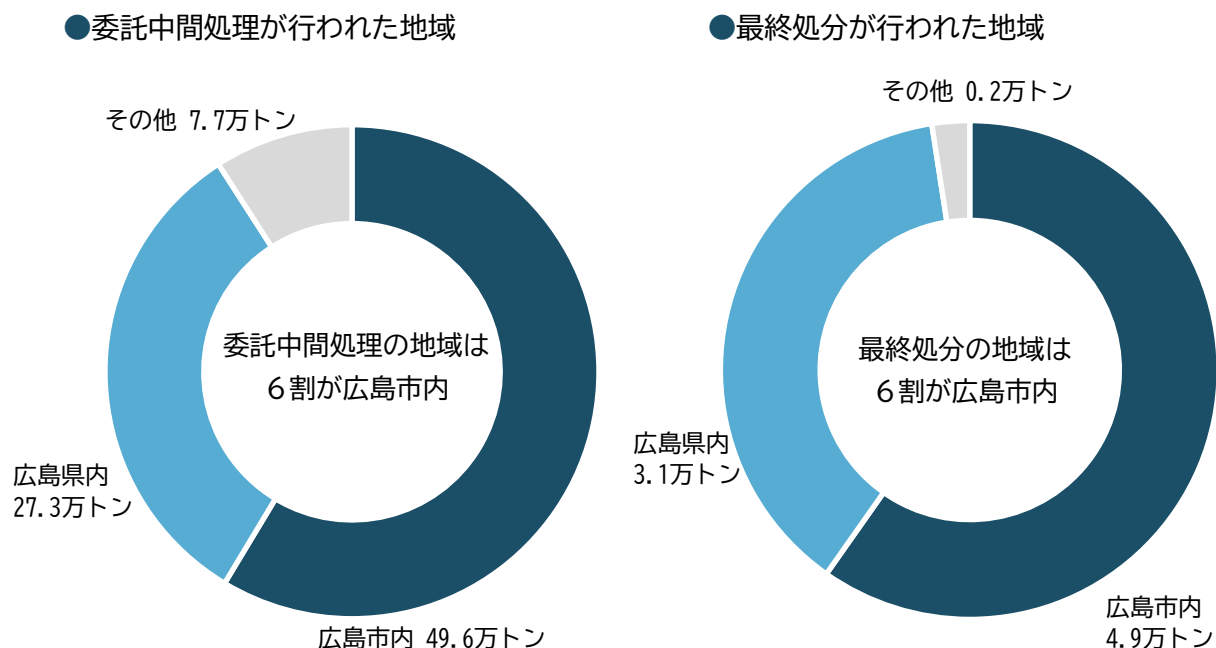


●排出量上位 3 業種の処理状況



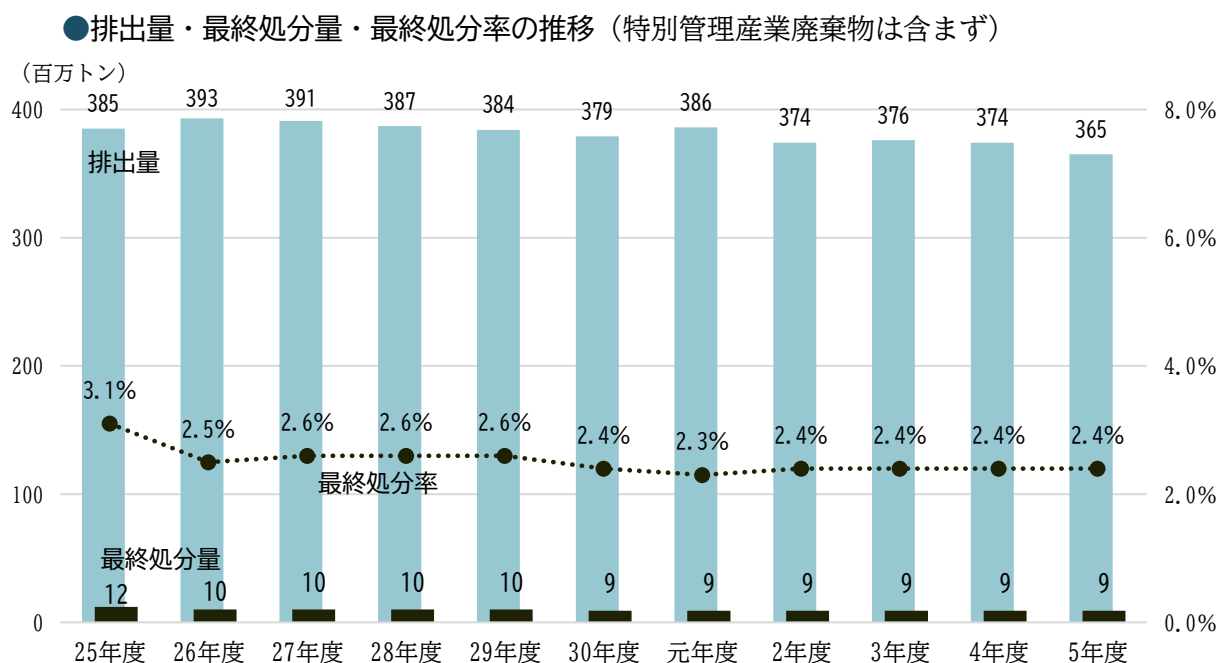
(4) 委託中間処理、最終処分が行われた地域 ※産業廃棄物実態調査の速報より

広島市内から排出された産業廃棄物については、委託中間処理、最終処分とも約6割が広島市内で処理されている。



2 全国の産業廃棄物の排出・処理状況

全国における産業廃棄物の排出・処理状況をみると、近年、概ね横ばい傾向が続いている。

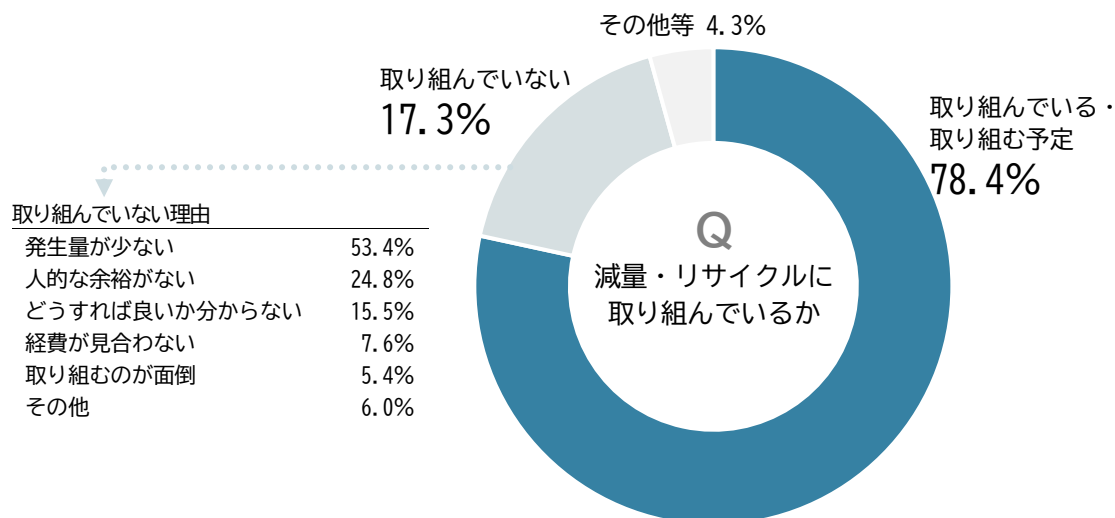


3 減量・リサイクルの取組状況

(1) 排出事業者における取組状況 ※排出事業者への意識調査の速報より

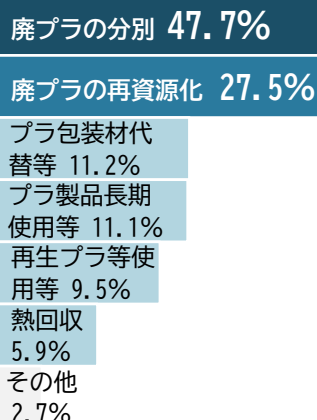
排出事業者の減量・リサイクルの取組状況については、約 8 割が「取り組んでいる・取り組む予定」と回答しており、「取り組んでいない」は約 2 割であった。取り組んでいない理由は、「発生量が少ない」が最も多かった。

また、がれき類に次いで最終処分量が多く、最終処分率も高い廃プラスチック類への取組については、「廃プラの分別」が約半数、次いで「廃プラの再資源化」が約 3 割となっている。



Q

廃プラスチック類の排出抑制・再資源化についてどのような取組を行っているか

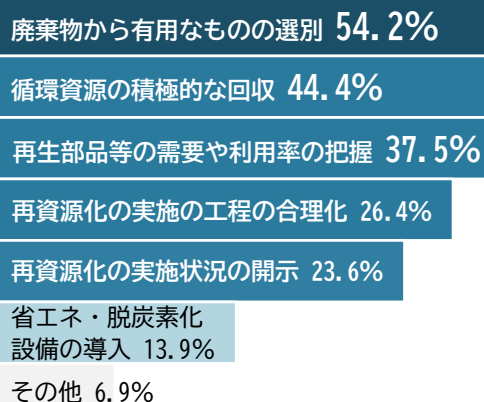


(2) 処分業者における取組状況 ※処理業者への意識調査の速報より

処分業者の取組については、「廃棄物から有用なものの選別」、「循環資源の積極的な回収」が多く、約半数の業者が取り組んでいるとの回答であった。

Q

資源循環のためどのような取組を行っているか（処分業者への質問）



(3) 産業廃棄物の多量排出・処分事業者制度

減量・資源循環の自主的取組の促進を図るため、産業廃棄物の多量排出、多量処分を行う事業者に対しては、法令等により実績等を報告する義務が課せられている。

このうち、産業廃棄物多量排出事業者については、市に計画・実施状況報告を提出するようになっており、令和6年度の提出をみると、事業所数は約200事業所、排出量合計は約190万トンとなっている。これは、本市全体の排出量の約9割にあたる。

●多量排出・処分事業者制度

区分	根拠法令	対象	報告義務
産業廃棄物多量排出事業者	廃棄物処理法及び広島県の条例により規定	産業廃棄物排出量500トン以上（特管産廃は50トン以上）	毎年度、処理計画・実施状況を市に報告
プラスチック多量排出事業者	プラスチック資源循環促進法により規定	プラスチック排出量250トン以上	なし （目標設定、計画的な取組実施規定はあり、取組が不十分な場合、主務大臣による勧告・公表・命令あり）
特定産業廃棄物処分業者	再資源化事業等高度化法により規定	処分量10,000トン以上又は廃プラスチック類処分量1,500トン以上	毎年度、処分量・再資源化量を環境大臣に報告 環境大臣は、報告された事項を公表

●産業廃棄物多量排出事業者の排出状況

